

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、官庁・公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ、国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する代位登記につき司法書士法施行規則第 31 条に掲げる事務を行うこと。
- (3) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき相続人確定等の調査に係る事務を行うこと。
- (4) 官公署等の嘱託を受けて、災害による被害者の支援を目的とする前各号及びこれに附帯関連する事務を行うこと。
- (5) 広報活動
- (6) 本協会の事業に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (7) 国、地方公共団体その他各種団体との連携による前各号に掲げる事業の推進のための活動及び連絡協議
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 社員等

(本協会の構成員)

第 5 条 本協会は、本協会の事業に賛同する大阪司法書士会に入会した自然人たる司法書士会員(以下「司法書士会員」という。)又は司法書士法人(司法書士法第 22 条第 2 項第 2 号に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。)

であって、次条の規定により本協会の社員となった司法書士会員又は司法書士法人をもって構成する。

(入会及び社員資格の取得)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、第5条の司法書士会員又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合において、本協会は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、本協会の事務を阻害し、若しくは本協会に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員の死亡あるいは解散その他第5条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (2) 6か月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(受託事件の配分)

第12条 本協会は、嘱託を受けた第4条第1号に規定する事務（以下『事件』という。）を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

- (1) 社員である司法書士会員（司法書士法人の社員である者を除く。）
- (2) 社員である司法書士法人

2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない司法書士会員（司法書士法人の社員である者を除く。）又は司法書士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第3条に規定する目的に沿うよう別に社員総会の決議により定めるものとする。

4 社員である司法書士会員又は司法書士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

- (1) 社員である司法書士会員  
司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止の処分
- (2) 社員である司法書士法人  
同法第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分

5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた司法書士会員又は司法書士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

## 第4章 社員総会

(定時社員総会)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(臨時社員総会)

第14条 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求があったとき。

(権 限)

第15条 社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(構成員)

第16条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招 集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 理事長は、第14条第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席社員の中から選出する。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、他の社員1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する方法として委任状を本協会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

- 2 書面による議決権の行使期限は、社員総会の日時の直前の業務時間の終

了時とする。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事長が記名押印する。
- 3 理事長が出席できない場合は、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2名が第1項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とし、専務理事1名、常任理事10名以内を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。選任方法に関する規則は、社員総会において別に定める。なお、理事の員数の過半数は、社員(社員である司法書士法人の社員を含む。)でなければならないものとする。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその業務執行に係る職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 4 常任理事は、理事会の決議又は規則の定めるところにより常務を分担処理する。

- 5 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員資格喪失)

第29条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該役員は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

- (1) 司法書士会員である役員について、社員の資格が失われたとき。
- (2) 司法書士法人が社員であることによって役員となった当該司法書士法人の社員である司法書士会員について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき。
- (3) 司法書士法人が社員であることによって役員となった当該司法書士法人の社員である司法書士会員について、その司法書士会員が当該司法書士法人の社員の資格を失ったとき。
- (4) 当該役員が、一般社団・財団法人法第65条第1項の規定に該当するに至ったとき。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、

報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会等

### (構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の決議をもって予め定めた順序により、副理事長がこれに代わる。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### （議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### （常任理事会）

第38条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって組織する。

- 2 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を決議し、常務執行の調整をはかる。
- 3 常任理事会において決議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

#### （常任理事会の開催）

第39条 常任理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事会構成員の5分の1以上から招集の請求があったとき。

- 2 常任理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 4 常任理事会については、第34条第5項及び第6項（招集）、第35条（議長）、第36条（決議）の規定を準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは「常任理事会」及び「常任理事会構成員」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

#### （事業年度）

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### （事業計画及び収支予算）

第41条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。



(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金の処分制限)

第43条 本協会は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 社員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第45条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 支 部

(支部の設置)

第48条 本協会は、社員総会の決議により、地域を定め本協会と社員との連絡調整を図るため、支部を設けることができる。

## 第11章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第49条 本協会に、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

5 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

## 第12章 事務局

(事務局の設置)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

(事務局備付帳簿書類)

第51条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款及び諸規則並びに諸規程
- (2) 社員名簿
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面議決をした場合の議決権行使書面
- (5) 社員総会の議事録
- (6) 理事会の議事録
- (7) 社員総会及び理事会の決議を省略した場合の同意書
- (8) 会計帳簿
- (9) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む）
- (10) その他法令又はこの定款で定める書類

## 第13章 補則

(保証制度の創設)

第52条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

(利益供与の禁止)

第53条 本協会は、本協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本協会の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(主務官庁等に対する届出)

第54条 登記事項を変更したときその他司法書士法施行規則第50条第1項各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を、大阪法務局長及び大阪司法書士会に届け出なければならない。

2 事業年度の始めから3か月以内に、当該事業年度の事業計画書及び前事業年度に係る計算書類等の司法書士法施行規則第50条第3項各号に掲げる書類を、大阪法務局長に提出しなければならない。

(規則等への委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て作成された規則等で別に定めることができる。

(定款に定めがない事項)

第56条 本定款に定めがない事項については、一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、佐々木俊明とする。最初の業務執行理事は、沖 健補、高林豊景、姜 信潤、西井泰弘、蒲田隆史、上村公博、関戸美照、寺西洋子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。